

# 新規事業やお店を始められる方へ

## 必ず、事前に消防へ相談してください！！！！

新規・既存の建物問わず、事業所やお店を開業する際には、消防法や大磯町火災予防条例に基づき、各種届出や消防用設備の設置が必要になる場合があります。

次のフロー図を参考に、計画時に消防総務課予防係へ事前に相談を行ってください。

### ① 事前相談

- 平面図等の建物概要がわかる資料を持参してください。
- 必要となる消防用設備等や営業開始までの手続き等を確認してください。
- 後日、資料に基づき、**消防用設備等設置指導書**を送付します。

相談先 大磯町消防本部消防総務課予防係 0463-61-0911

### ② 各種届出

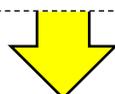
- 指導を受けた各種届出書や資料を提出してください。
  - ・防火対象物使用開始届出書 ※使用を開始する7日前までに提出
  - ・工事整備対象設備等着工届出書 ※着工する10日前までに提出
  - ・その他必要な届出書（火を使用する設備、電気設備・・・等）
- 着工届に基づき、詳細な審査を行います。届出書の内容によっては訂正していただくこともありますので、早めの提出をお願いします。



余裕のある計画をよろしく  
お願いします。

### ③ 工事完了

- 消防用設備等設置届出書の提出 ※設置完了後4日以内に提出
- 消防職員が検査を実施するので、検査日の日程調整を行ってください。



#### ④ 消防検査

- 消防職員による検査を受け、消防法令や大磯町火災予防条例に適合しているか検査を行います。
- 検査で指摘事項がある場合は、営業開始までに是正してください。(是正内容によっては、再検査を行うことがあります。)
- 検査で問題がなければ**検査済証**を発行します。

#### ⑤ 防火管理者選任

- 防火管理者の選任が義務付けられている事業所は、選任の届出を行ってください。
  - ・防火管理者選任(解任)届出書 ※終了証のコピーを添付
- 選任された防火管理者は、消防計画を作成し届出を行ってください。
  - ・消防計画作成(変更)届出書

#### ⑥ 営業開始後

- 消防法に基づき、消防用設備等の点検や消防へ届出を行い、日々の防火管理に努めてください。
- 営業後も定期的に消防職員が立入検査を行うことがあります。

※このフロー図は一例ですので、必ずしもこの通り手続きが進むわけではありません。ご不明な点は大磯町消防本部消防総務課予防係までお問い合わせください。